

平成 28 年度水道工事積算要領改訂内容

適用工種；水道工事（４）、構造物工事（浄水場等）の現場管理費

現場管理費率

工種区分	純工事費 適用 区分	1,000万円 以 下	1,000万円を超え 20 億円 以 下		20 億円を 超えるもの	備 考
		下 記 の 率 と す る	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下 記 の 率 と す る	
			A	b		
水道工事(1)		33.46	50.8	0.259	29.17	国土交通省 下水道工事(1)
水道工事(2)		36.91	213.5	-0.1089	20.73	国土交通省 下水道工事(2)
水道工事(4)		25.61 →27.45	123.7 →158.8	-0.0977 → -0.1089	15.26 →15.42	厚生労働省積算基準
構造物工事 (浄水場等)		16.51 →17.55	21.5 →26.9	-0.0164 → -0.0265	15.13 →15.25	厚生労働省積算基準

算定式 $J_o = A \cdot N_p^b$ J_o ：現場管理費（％）、 N_p ：対象純工事費（円）、 $A \cdot b$ ：変数値